

東労基発0603第1号
令和8年6月3日

公益社団法人 立体駐車場工業会
会長 殿

東京労働局労働基準部長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

日頃から労働安全衛生行政の運営につきまして、御理解、御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」といいます。）が公示され、令和8年4月1日から適用されています。

今般、当局におきまして、指針に基づき事業者が取り組むべき事項について、「解説動画」「リーフレット」を作成しましたので、御活用いただき、傘下会員等に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力をお願いします。

【掲載場所】

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/tentou_00003.html

【解説動画】

【ショート動画】

【リーフレット（8頁版、2頁版掲載）】



「高年齢者の労働災害防止のための措置」

が事業者の**努力義務**になります。

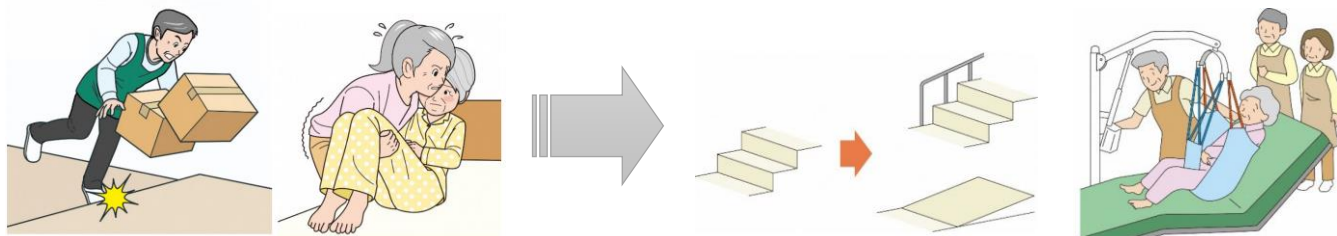
改正の背景

- 我が国は高齢化社会へと移行し、労働者の**高齢化**が急速に進んでいる
- 高年齢者の労働災害が増加しており、他の世代と比べて、労働災害の**発生率が高い**
- 被災時の**重症化**や**長期休業**の傾向が顕著である

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、

「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」 「作業の管理その他の必要な措置」

を講ずる必要があります。【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】



☆「高年齢者の労働災害防止のための指針」に沿って対策を進めて下さい☆

高年齢労働者の労働災害防止のための指針

～令和8年2月10日公示～

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。

事業者は、この指針の第2に規定する事業者が講ずべき措置のうち、**各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて**、国のほか、労働災害防止団体、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）等の関係団体等による支援も活用して、高年齢者の労働災害防止対策（以下「高年齢者労働災害防止対策」という。）に**積極的に取り組むよう努めるもの**とする。

また、労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、**事業者は、労働者と連携・協力して取組を進める**ことが重要である。

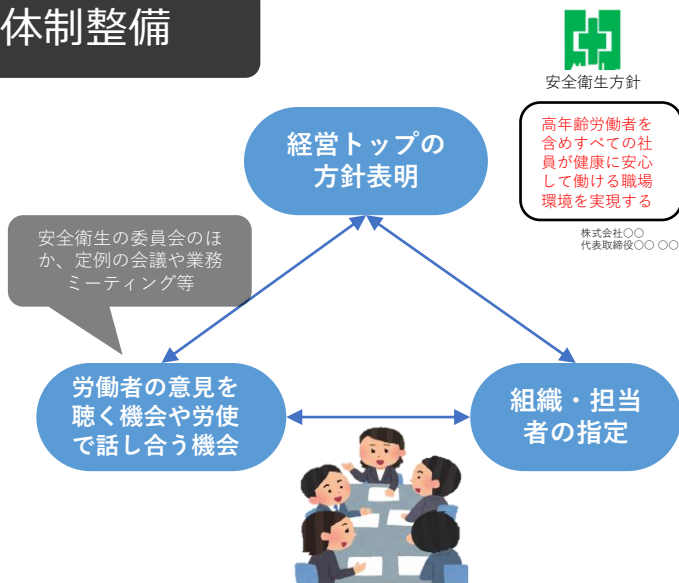
事業者は、**次ページ以降の実施事項1～5**について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、**実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組む**ことが必要である。

実施事項 1

安全衛生管理体制の確立等

1 経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。



2 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等（筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能）の低下等による労働災害の発生リスク（転倒、重量物作業、熱中症等）について、災害事例等からリスクを洗い出し、対策の優先順位を検討し、優先順位の高いものから取組事項を決めること。
（実施事項2～5を参考に決定）

発生リスクには、高年齢者の状況によりフレイルやロコモティブシンドロームも考慮

<フレイル>

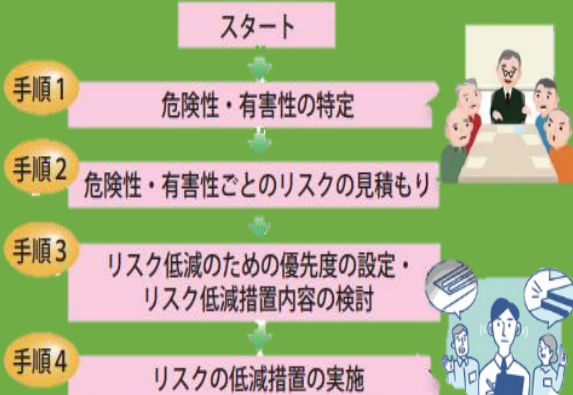
加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

<ロコモティブシンドローム>

年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

危険源の特定等のリスクアセスメント及び対策の検討

リスクアセスメントの基本的な手順



【参考（厚生労働省ホームページ）】

【厚生労働省ホームページ】 【厚生労働省 職場の安全サイト】
事例でわかる職場のリスクアセスメント 労働災害事例集、ヒヤリ・ハット事例集



実施事項 2

職場環境の改善

1 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。

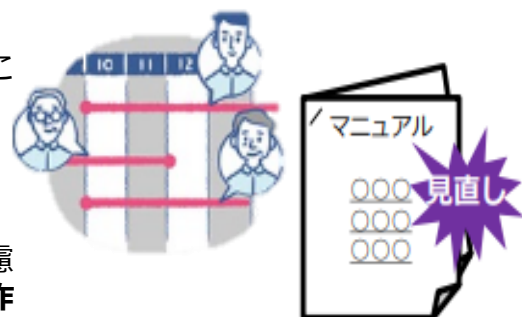
(リスクアセスメントの結果を踏まえ、優先順位を付けて取り組む)



2 高齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。(事業場の実情に応じた優先順位を付けて改善に取り組む)

- 事業場の状況に応じて、**勤務形態**や**勤務時間**を工夫することで高齢労働者が就労しやすく
- (短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- ゆとりのある**作業スピード**、**無理のない作業姿勢**等に配慮した作業マニュアルを策定
- 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮
- 身体的な負担の大きな作業では、定期的な**休憩**の導入や**作業休止時間**の運用



実施事項 3

高齢者の健康や体力の状況の把握

1 健康状態の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。

<労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者>
地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診への柔軟な対応等 （必要な勤務時間の変更や休職の取得など）
事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努める



2 体力の状況の把握

高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。
事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

<体力チェックの範囲について>
歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するもの
（事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えない）



体力チェックの方法の例示

- 厚生労働省が作成した「転倒等リスク 評価セルフチェック票」
- 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開発したステップテスト簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法
- 文部科学省が実施している新体力テスト等

厚生労働省作成
転倒等リスク評価セルフチェック票



3 健康や体力の状況に関する情報の取り扱い

「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」



<情報の取扱い>
労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内
手続を定める

実 施 事 項 3

高齢者の健康や体力の状況の把握

◇厚生労働省が作成した「転倒等リスク 評価セルフチェック票」

1、身体機能計測結果

①2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.39	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

2ステップテスト【歩行能力・下肢筋力】



②座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表 (回)	1	2	3	4	5
	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

座位ステップテスト【下肢の敏捷性】



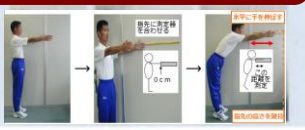
③ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表 (cm)	1	2	3	4	5
	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

ファンクショナルリーチ【動的バランス能力】



④閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表 (秒)	1	2	3	4	5
	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

閉眼片足立ち【静的バランス能力】



⑤開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表 (秒)	1	2	3	4	5
	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

開眼片足立ち【静的バランス能力】



2、質問票（身体的特性）

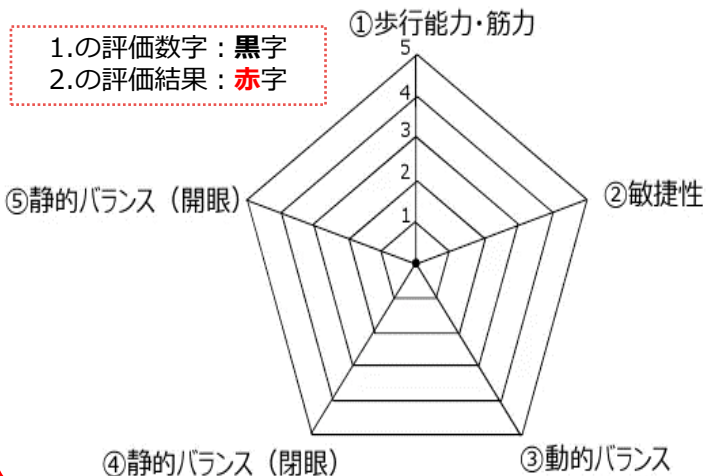
質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④少し自信がある ⑤自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④やや自信がある ⑤自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方と意思しますか	①素早くないと思う ②あまり素早くない方と思う ③普通 ④やや素早い方と思う ⑤素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出ると思えますか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④かなり自信がある ⑤とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思えますか	①できないと思う ②最近やってないができないと思う ③最近やってないが何回かに1回はできると思う ④最近やってないができると思う ⑤できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行（後ろ足のかかとを前足のつま先に付けるように歩く）で簡単に歩くことができると思えますか	①継ぎ足歩行ができない ②継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ゆっぴりであればできる ④普通にできる ⑤簡単にできる
7. 眼を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①10秒以内 ②20秒程度 ③40秒程度 ④1分程度 ⑤それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思えますか	①10秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④2分程度 ⑤3分以上
9. 眼を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①15秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④1分30秒程度 ⑤2分以上

合計点数	評価表
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

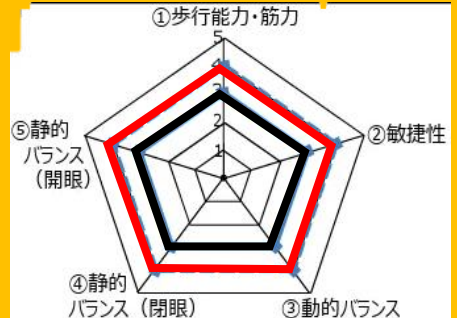
質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか				①歩行能力(筋力)
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				②敏捷性
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方と意思しますか				③動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出ると思えますか				④静的バランス(閉眼)
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思えますか				⑤静的バランス(開眼)
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができると思えますか				⑥静的バランス(開眼)
7. 眼を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか				⑦静的バランス(閉眼)
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思えますか				⑧静的バランス(開眼)
9. 眼を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか				⑨静的バランス(閉眼)

1,2の結果をレーダーチャートに記入

- 1. の評価数字：黒字
- 2. の評価結果：赤字



<評価の一例>



- 身体機能（黒線）は、自己認識（赤線）よりも低く、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にある。
- 自分で考えている以上にからだは反応していない場合があり、衰えによる転倒等のリスクがあることを認識、急な動作を避け、足元を確認すること。
- 自己認識まで体力を向上させること。

実施事項 4

高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

1 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

2 高齢者の状況に応じた業務の提供

- 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。



「治療と就業の両立支援指針」



3 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。合わせて、運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケア等も取り組むこと。



「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」

「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」



「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」



実施事項 5

安全衛生教育

1 高齢者に対する教育

- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。
- 中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。



【教育内容の例】

- 身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることの自覚
 - 体力維持や生活習慣の改善の必要性
 - その他以下事項の周知
 - ・ 骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
 - ・ 食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
- (骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること)

2 管理監督者などに対する教育

管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

- 行動に起因する災害に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当てた教育の両方を行う
- 高齢者が作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じた作業の危険性等の気づきを促すこと
- 高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないかを把握



労使ともに身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使が協力・連携の下、実施可能な対策を進めることが重要です

令和8年度 エイジフレンドリー補助金

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日（月）

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります。

詳しくは



業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

専門家総合対策コース

事業主

- ・高齢労働者の**具体的**労働災害防止対策が分からない。
- ・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

専門家

- ・高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な費用
補助率：4/5
上限額：100万円
 (B、Cの間接補助金額を含む)
 (消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です。（その場合は第1段階の申請は不要です。）

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。ご注意ください。

第2段階

B. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除きます。）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する費用（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）
補助率：1/2
上限額：100万円 (A、Cの間接補助金額を含む)
 (消費税を除く)

第2段階

C. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導に要する費用（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する費用に限ります。）
補助率：1/2
上限額：100万円 (A、Bの間接補助金額を含む)
 (消費税を除く)

階段への手すりの設置

従業員通路への凍結防止装置の導入

水場における防滑性の高い床材等の導入

作業物搬送機器の導入

アシストスーツの導入

移動介助サポート機器の導入

- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

熱中症対策コース

暑熱環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象

コラボヘルスコース

医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行

高齢者の災害防止関連の情報

高齢労働者対策の専用ページにより、法改正、指針、リーフレットや動画等の情報を随時更新しておりますので、ご活用下さい。

各種リーフレット

解説動画

令和8年4月1日から

「高齢者の労働災害防止のための措置」が「事業者の努力義務」になります。

第14次東京労働局労働災害防止計画推進中
 ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



令和8年4月1日から

「高年齢者の労働災害防止のための措置」

が事業者の努力義務になります。

事業者は、

「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」

「作業の管理その他の必要な措置」を講ずる必要があります。

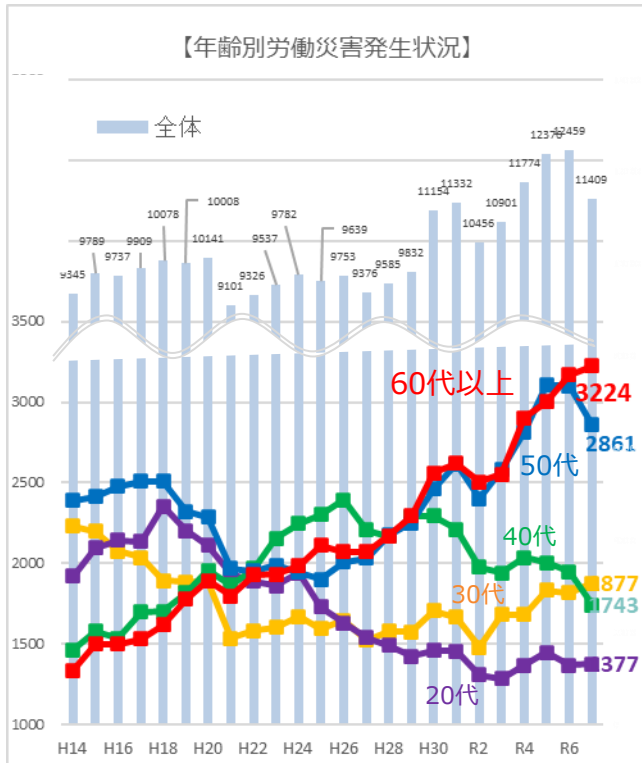
【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】

改正の背景

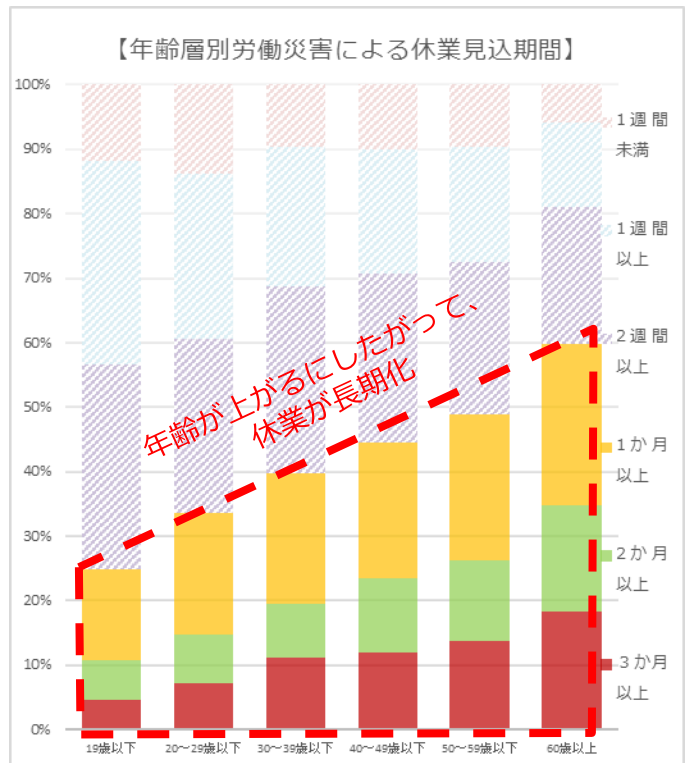
- 我が国は高齢化社会へと移行し、労働者の**高齢化**が急速に進んでいる
- 高年齢者の労働災害が増加しており、他の世代と比べて、労働災害の**発生率が高い**
- 被災時の**重症化**や**長期休業**の傾向が顕著である

東京都内における労働災害の発生状況【年齢別】

【年齢別労働災害発生状況】



【年齢層別労働災害による休業見込期間】



具体的な対策の実施事項は、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（裏面参照）に沿って対策を進めてください

第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

Safe Work

検索



東京労働局

労働基準監督署

高齢者の労働災害防止のための指針～令和8年2月10日公示

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。

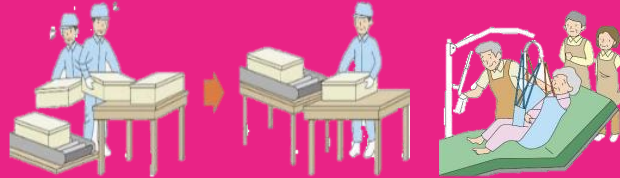
1.安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明と体制整備
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高齢者の特性を考慮した作業管理



3.高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- 体力の状況の把握
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い



4.高齢者の健康や体力に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- 心身両面にわたる健康保持増進



5.安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
- 管理監督者などに対する教育



高齢労働者の労働災害防止のための指針

詳しくは



労使ともに身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使協力の下、実施可能な対策を進めることが重要です。


高齢者の災害防止関連の情報

【エイジフレンドリー補助金】

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度(2026年度)版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)



【補助金申請期間】
令和8年5月10日～10月31日

詳しくはこちら



【東京労働局 高齢労働者対策ページ】



ヘルシーボディを目指しましょう！



※ 2 5 3 (さんどう、まいよう、さゆうよう)
左から順に、ヘルシー様木さん、ヘルシー様木くん、ヘルシー様木ちゃん



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう。